

# 世田谷区職員措置請求監査結果

〔教職員等からの学校給食費の徴収に関する件〕

令和3年2月

世田谷区監査委員



## 第1 請求の受付

### 1 請求人

世田谷区

A

### 2 請求書の提出

令和3年1月7日

### 3 請求の内容

請求人が提出した「世田谷区職員措置請求書」（別紙）による請求の要旨は次のとおりである。

#### (1) 請求の要旨

- ① 世田谷区立小中学校に勤務している教師・職員等（給食指導教員等を除く）の内、生徒と同じ給食を食しているもの（以下「本件職員」という）が多数存在する。
- ② 生徒が支払う給食費は、食材の材料費だけであり、水道光熱費・人件費等は公費で負担されている。
- ③ 「本件職員」から徴収する額（給食費）は、生徒と同様に食材の材料費だけであり、水道光熱費・人件費等は徴収していない。
- ④ 昨年11月、請求者（行革110番）に、「本件職員」の一人から「給食費を徴収する際、食材の材料費だけでなく、水道光熱費・人件費を含め請求すべきではないか！ これでは税金を使った利益供与にあたる。是正してほしい。」と内部告発があった。
- ⑤ そこで、世田谷区教育委員会給食担当者に電話で問い合わせたところ、上記内部告発の事実を確認し、「本件職員」が払っている食事代（給食費）は、生徒高学年の食材費「1食／337円」であると回答を得た。
- ⑥ 「本件職員」に対し、「本件職員」が過去1年に食した回数に、水道光熱費・人件費等を乗じた金額を徴収しろ。
- ⑦ 上記「本件職員」から徴収すべき「水道光熱費・人件費等」の金額を世田谷区教育委員会が怠っている場合は、速やかに、算出し、「本件職員」から徴収するよう求める。
- ⑧ 計算が困難な時は、街の定食屋スーパー等の弁当等の価格を参考に、本件水道光熱費・人件費等を100円から180円程度は徴収するよう求める。

## (2) 事実証明書

請求人が作成した「陳述書」(2021. 1. 6付け)

### 4 請求の要件審査

本件請求については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条所定の要件を具備しているものと認め、令和3年1月7日付けでこれを受理した。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象事項

本件請求については、請求の要旨及び事実証明書から、監査対象事項は次のとおりとした。

世田谷区教育委員会が世田谷区立小中学校に勤務している教師・職員等(ただし給食指導教員等を除く)のうち児童・生徒と同じ給食を食している者から徴収する額に水道光熱費・人件費等が含まれていないことが、違法若しくは不当に公金の賦課又は徴収を怠る事実にあたるか。

なお、請求人は、請求書の表題を「世田谷区教育委員会・本件職員に関する措置請求書」としているが、請求書は世田谷区教育委員会が「本件職員」から水道光熱費・人件費等に相当する額を徴収していないことを指摘し、世田谷区教育委員会に対し必要な措置を講ずべきことを求めていることから、世田谷区教育委員会の財務会計上の行為等を監査対象とするものと判断した。

また、請求人は、追加で提出された「陳述書」において、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第25条及び地方自治法第204条第2項の違反を主張するが、これは学校給食に相当する飲食物(以下「特例給食」という。)の提供を受ける教職員等が納付すべき金額に水道光熱費・人件費等が含まれていないことが、当該教職員等が同額の利益を得たことと実質的に同視しうるとして、世田谷区教育委員会が公金の賦課又は徴収を怠ることが違法若しくは不当であることの理由とするものと判断した。

### 2 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第7項に基づく陳述については、請求人から陳述を行わない旨の申出があったため、実施しなかった。なお、請求人から、令和3年1月28日に陳述の実施に代えて新たな「陳述書」が提出された。

### 3 監査対象部

教育委員会事務局を監査対象部とした。

## 第3 事実関係の確認

監査対象部からの事情聴取並びに関係書類等の調査により、次の事項を確認した。

### 1 学校給食の概要

#### (1) 学校給食の運営

① 世田谷区教育委員会(以下「教育委員会」という。)では、学校給食の

目的について、栄養のバランスがとれた多様な食事を提供することにより、児童・生徒の体力の向上や健康の保持増進を図るとともに、食に関する正しい理解を深め、適切な判断力を養う上で重要な役割を担っているとしている。また、学校において食に関する指導を効果的に進めるために、給食の時間はもとより、各教科や特別活動などにおいて学校給食は、生きた教材として活用されているとしている。

- ② 文部科学省の「食に関する指導の手引―第二次改訂版―」（平成31年3月）によれば、給食の時間に行われる指導は、「給食指導」と「食に関する指導」に分けられ、「給食指導」は、給食の準備から片付けまでの一連の指導の中で、正しい手洗い、配膳方法、食器の並べ方、箸の使い方、食事のマナーなどを体得させる場面であるとされている。日々の指導は学級担任等が主に担うが、運営や指導方法については栄養教諭と連携し、学校全体で統一した取組みを行うことが必要であるとされている。「食に関する指導」は、学校給食の献立を通じて、食品の産地や栄養的な特徴を学習させたり、教科等で取り上げられた食品や学習内容を確認したりするなど、献立を教材として用いた指導を行う場面となるとされており、この指導は、栄養教諭による直接的な指導や資料提供を行う等、連携をとって進めることが大切だとされている。

また、学校給食におけるリスクマネジメントに関して、学校給食を原因とするリスクについては、校内マニュアル等を整備し、全教職員で共通理解を図った上で組織的に運用することが事故の未然防止や適切で迅速な対応につながるとされている。

- ③ 教育委員会では、「学校給食ハンドブック」「感染症胃腸炎に関する対応マニュアル」「世田谷区立小・中学校におけるアレルギー疾患への対応のてびき」「学校安全対策マニュアル」等を作成して各校に備え、様々な形で教職員等が連携・協力し、学校給食の運営に当たっている。

## (2) 調理方式の概要

教育委員会作成の「令和2年度版事業概要 教育のあらまし『せたがや』」によれば、令和2年5月1日現在の学校給食における調理方式は次のとおりである。

- ① 自校調理方式は、各学校に設置した給食室で直接調理を行う方式で、小学校59校、中学校14校で実施している。
- ② 親子調理方式は、親校にて調理した給食を、近隣の子校へ搬送する方式で、親校5校と子校5校で実施している。
- ③ 共同調理場方式は、複数の学校給食をまとめて調理し、各学校に搬送する方式で、太子堂調理場で中学校7校分を調理している。

(3) 学校給食に要する経費の負担及び負担額

- ① 学校給食の実施に必要な経費の負担については、次のとおり学校給食法（昭和29年法律160号）第11条及び学校給食法施行令（昭和29年政令第212号）第2条に規定されている。

○学校給食に要する経費について

経費区分	負担区分	法的根拠	備考
食材料費	保護者	学校給食法第11条第2項	
光熱水費	保護者 又は設置者※	学校給食法第11条第2項	世田谷区 は設置者 負担
施設設備費	設置者	学校給食法第11条第1項	
人件費	設置者	学校給食法第11条第1項 同法施行令第2条第1項第1号	
修繕費	設置者	学校給食法第11条第1項 同法施行令第2条第1項第2号	

※学校給食の実施に関する事務処理および指導の指針について（昭和48年6月文部省体育局）において、光熱水費については学校の設置者が負担することが望ましいとされている。

- ② 1食当たりの学校給食費の額については、次のとおり世田谷区学校給食費に関する規則（平成28年12月世田谷区教育委員会規則第21号）第3条及び別表に規定されている。

○別表（第3条関係）

区分	1食当たりの額
1 小学校の第1学年及び第2学年の学校給食の提供を受ける児童	244円
2 小学校の第3学年及び第4学年の学校給食の提供を受ける児童	272円
3 小学校の第5学年及び第6学年の学校給食の提供を受ける児童	294円
4 世田谷区立学校給食調理場設置条例（昭和46年3月世田谷区条例第13号）第1条に規定する調理場において調理した学校給食の提供を受ける中学校の生徒	313円
5 前項の生徒以外の学校給食の提供を受ける中学校の生徒	337円

2 教職員等における給食

(1) 教職員等における給食費の負担額

- ① 世田谷区学校給食費に関する規則第6条は、1食あたりの学校給食費の

額を定める同規則第3条の規定は、児童及び生徒以外の者のうち学校給食に相当する飲食物の提供を受ける者として教育委員会が相当と認めたものについて準用すると規定している。

- ② 世田谷区学校給食費に関する要綱（平成29年3月30日28世教健第900号）第3条第3項は、特例給食の提供を受ける教職員その他の学校職員（以下「教職員等」という。）の納付すべき金額を、また、同要綱第3条第4項は、児童、生徒及び教職員等以外の者が特別に特例給食の提供を受ける場合の納付すべき金額を、特例給食の提供を受ける者が区立小学校以外の小学校に通学する者であるときを除き、1食当たり、区立小学校において特例給食の提供を受ける場合にあつては294円、調理場において調理した学校給食を提供する区立中学校において特例給食の提供を受ける場合にあつては313円、調理場において調理した学校給食を提供する区立中学校以外の区立中学校において特例給食の提供を受ける場合にあつては337円と規定している。

## （2）教職員等の給食の取扱い

区立小中学校の設置者たる世田谷区長は、世田谷区教育委員会に対する区長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成29年3月世田谷区規則第8号）第2条第6号において、学校給食費の徴収に関する事務を教育委員会に委任している。

教育委員会作成の世田谷区学校給食費等事務取扱マニュアル（令和元年12月改訂）によれば、教職員等における給食の取扱いは、次のとおりである。

- ① 常勤の教職員及び児童・生徒と一緒に喫食する非常勤教職員等については、学校給食の常時喫食を原則とし、児童・生徒が参加する行事での引率等、定められた事由の場合には事前に届け出を行い、食材発注の変更ができた場合に給食費の調整を行う方法としている。給食費については、口座振替にて毎月定額を徴収し、年度末に調整する方法としている。
- ② 児童・生徒と一緒に喫食しない非常勤教職員等については、前月の15日までに届け出を行った上で個々に喫食している。この場合、前月の15日を経過すると変更は認められない。給食費については、喫食数分を口座振替又は納付書にて徴収している。

## 3 監査対象部の見解

### （1）請求の趣旨

本件世田谷区職員措置請求書のとおり。

### （2）請求人の主張に対する監査対象部の見解

#### ① 本件住民監査請求の概要

本件世田谷区職員措置請求書において、請求人は、世田谷区立小中学校に勤務している教師・職員等（給食指導教員等を除く）の内、生徒と同じ

給食を食しているもの（以下「本件職員」という）に対し、本件職員が過去1年に食した回数に、水道光熱費・人件費等を乗じた金額を徴収すること、本件職員から徴収すべき水道光熱費・人件費等の金額を世田谷区教育委員会が怠っている場合は、速やかに、算出し、本件職員から徴収すること、計算が困難な時は、街の定食屋スーパー等の弁当等の価格を参考に、本件水道光熱費・人件費等を100円から180円程度は徴収することを求めると主張し、地方自治法第242条第1項に基づき本件住民監査請求を提起している。

## ② 「怠る事実」の存否について

学校給食の実施に必要な経費の負担については、学校給食法第11条及び学校給食法施行令第2条に規定されており、学校給食の運営に必要な施設設備費・修繕費、調理従事者等の人件費は学校設置者の負担であり、食材料費は保護者が原則として負担すべきものとされている。なお、光熱水費については、国の指針で、保護者負担とせず、学校の設置者の負担とすることが望ましいとされている。

以上を踏まえ、区では、児童生徒の保護者については、世田谷区学校給食費に関する規則（以下「規則」という。）及び世田谷区学校給食費に関する要綱（以下「要綱」という。）に基づき、食材料費のみを給食費として徴収している。教職員等については、規則第6条により、教育委員会が相当と認めたものについて準用すると規定されていることから、要綱第3条第3項及び第4項に基づき、児童生徒の保護者と同額（小学校は高学年の金額）である食材料費のみを給食費として徴収している。

請求人は、給食指導教員以外の教職員ごとに、1回の給食に要する光熱水費や人件費等に係る金額を徴収することを主張しているが、当該金額を算出することは極めて困難なことなどから、現実的ではなく、光熱水費や人件費等を徴収することは不合理である。

なお、教職員等については、給食の時間における食の指導にあたる学級担任以外にも、安全・安心な給食を提供するために、検食及びアレルギー対応や食中毒及び感染症対策など、様々な形で教職員等が連携・協力して対応していることから、給食を食する理由も存する。

よって、区が違法又は不当に公金の徴収を怠る事実はない。

## 第4 監査の結果

監査の結果、本件請求については、合議により次のように決定した。

### 1 判断

本件請求は理由がないものと認め棄却する。

以下、判断理由について述べる。

### 2 判断理由

- (1) 請求人は、教育委員会が世田谷区立小中学校に勤務する教職員等（給食指導教員等を除く）のうち児童・生徒と同じ給食を食している者から徴収する



額に光熱水費、人件費等が含まれていないことは、違法若しくは不当に公金の賦課又は徴収を怠る事実当たる旨を主張する。

この点、監査対象部は、「当該金額を算出することは極めて困難なことなどから、現実的ではなく、光熱水費や人件費等を徴収することは不合理である」との見解を示し、教育委員会が、違法若しくは不当に公金の賦課又は徴収を怠る事実はないと弁明する。

- (2) 前記のとおり確認された事実から、規則第6条において、特例給食の提供を受ける者として教育委員会が相当と認めたものについて、児童及び生徒の1食当たりの学校給食費の額を定める同規則第3条を準用していること、これを受けて、要綱第3条第3項により、特例給食の提供を受ける教職員等の納付すべき金額を、1食当たり、区立小学校において特例給食の提供を受ける場合にあつては294円、調理場において調理した学校給食を提供する区立中学校において特例給食の提供を受ける場合にあつては313円、調理場において調理した学校給食を提供する区立中学校以外の区立中学校において特例給食の提供を受ける場合にあつては337円と定めていることが認められる。

したがって、教育委員会が、請求人のいう本件職員、すなわち世田谷区立小中学校に勤務している教師・職員等（給食指導教員等を除く）の内、生徒と同じ給食を食しているものから、当該職員が特例給食の提供を受ける小学校又は中学校における児童及び生徒の1食当たりの学校給食費と同額を徴収することは、規則及び要綱に従ったものであつて、違法若しくは不当に公金の賦課又は徴収を怠るものということとはできない。

- (3) もっとも、公金の賦課又は徴収をしないという不作為の根拠となった教育委員会の定める規則又は要綱が違法若しくは不当なものであるならば、教育委員会は自ら規則又は要綱を改正することによりその違法性又は不当性を除去・是正することができるのであるから、教育委員会には、かかる違法若しくは不当な規則又は要綱を除去・是正することなくこれを前提として公金の賦課又は徴収をしないという不作為に出てはならないという義務があると解することができ、これに違反してされた公金の賦課又は徴収をしないという不作為は、違法若しくは不当に公金の賦課又は徴収を怠るものとなると解すべきである。本件請求において、請求人が規則又は要綱が違法若しくは不当であると主張するものであるかは明確ではないが、この点についても検討することとする。

学校給食法第4条は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校等の義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならないと定め、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条は、教育委員会は、当該地方公共団体が処理する学校給食に関する事務を管理し、執行する旨を定めている。そして世田谷区学校給食費会計条例（昭和47年4月世田谷区条例第15号）は、世田谷区立小学校及び世田谷区立中学校において実施する学校給食について特別会計を設置し、この条例の施行に関し

必要な事項は、世田谷区教育委員会規則で定める旨規定する。

そして、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであること、食に関する指導を効果的に進めるために、給食の時間はもとより、各教科や特別活動などにおいて生きた教材として活用されるものであること、「給食指導」と「食に関する指導」は栄養教諭による直接的な指導のみならず、学級担任その他の一般教諭、養護教諭、保健主事、体育主任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校医等を含めた全教職員が学校教育法第10条に定める「食に関する指導の全体的な計画」を理解し、連携を取って進めるべきものであること、学校給食におけるリスクマネジメントの観点からは、学校給食のリスクについて全教職員で共通理解を図った上で組織的に学校給食を運用することが事故の未然防止と適切で迅速な対応につながるかと認められることなどからすれば、学校給食は、全学校教職員その他学校運営に関わる者の連携と協力によって運営されるべきものであると認められる。

かかる観点からすれば、児童・生徒以外の者のうち学校給食に相当する飲食物（特例給食）の提供を受ける者の範囲、及び特例給食の提供を受けるに当たり納付すべき額については、規則を定める教育委員会の裁量に委ねられていると解される。

そして、前記のとおり、学校給食が全学校教職員その他学校運営に関わる者の連携と協力によって運営されるべきものであることからすれば、請求人のいう本件職員、すなわち世田谷区立小中学校に勤務している教師・職員等（給食指導教員等を除く）に特例給食を提供することに合理性が認められる。また、学校給食法第11条及び同法施行令第2条により、学校給食の運営に要する経費のうち施設整備費、人件費及び修繕費が義務教育諸学校の設置者の負担とされ、「学校給食の実施に関する事務処理および指導の指針について」において、光熱水費についても義務教育諸学校の設置者が負担することが望ましいとされていることから、区においては学校給食費として食材料費のみを保護者の負担としているところ、学校給食と同時に調理される特例給食の提供によって、特例給食にかかる食材料費以外の施設整備費、人件費、修繕費及び光熱水費が増加したと認めるに足りる事情はないから、特例給食の提供を受ける場合に納付すべき金銭の額として学校給食費におけると同様に食材料費に相当する額とすることは不合理とまでいうことはできない。

なおこの点、請求人は、特例給食の提供を受ける教職員等が光熱水費、人件費等と同額の利益を得たことと実質的に同視しうるとして地方公務員法第25条及び地方自治法第204条第2項に違反するとする。しかしながら、所得税法（昭和40年法律第33号）における取扱いとして、給与所得とは、使用人や役員に支払う俸給や給料、賃金、歳費、賞与のほかこれらの性質を有する給与に係る所得をいい、食事の現物支給のように経済的利益をもって支給されるものも含まれるところ、国税庁の所得税基本通達36-38及び同36-38の2によれば、使用者が役員又は使用人に対し支給した食事につき当該役員又は使用人から実際に徴収している対価の額が、使用者が調理して支給する食事においては、その食事の材料等に要する直接費の額に相当

する金額の50パーセント相当額以上であり、かつその食事の材料等に要する直接費の額から実際に徴収している対価の額を控除した残額が月額3,500円を超えるものでない限り、当該役員又は使用人が食事の支給により受ける経済的利益はないものとされている。このことからすれば、特例給食の提供を受ける者から特例給食の食材料費に相当する額を徴収する場合、当該特例給食の提供を受ける者には少なくとも給与に相当する経済的利益はないと認められる。

以上からすれば、特例給食の提供を受ける場合に納付すべき金銭の額として学校給食費におけると同様に食材料費に相当する額と定める規則及び要綱は、教育委員会の裁量を超え、又はそれを濫用した違法があると認めるに足る事情はなく、また行政上実質的に妥当性を欠き、又は適当でないと認めるに足る事情もない。よってかかる規則及び要綱を前提として公金の賦課又は徴収をしないという不作為をもって、教育委員会が違法若しくは不当に公金の賦課又は徴収を怠るものと認めることはできない。

- (4) 以上から、教育委員会が世田谷区立小中学校に勤務する教職員等（給食指導教員等を除く）のうち児童・生徒と同じ給食を食している者から徴収する額に光熱水費、人件費等が含まれていないことが、違法若しくは不当に公金の賦課又は徴収を怠る事実には該当するとは認められない。

### 3 結 論

以上より、請求人の主張には理由がないものと判断し、請求人の本件請求を棄却する。

### 4 意 見

監査委員の判断は以上のとおりであるが、学校給食の運営には公金が投入されていることから、学校給食の実施における歳入及び歳出に係る事項については、明確に規定を整備しておくことが必要である。世田谷区学校給食費に関する規則第6条の「児童及び生徒以外の者のうち学校給食に相当する飲食物の提供を受ける者として教育委員会が相当と認めたもの」について、教育委員会が定めた明文規定がなかった。世田谷区学校給食費に関する要綱第3条は、特例給食の提供を受ける者が納付すべき金銭の額及びその納付方法等を規定しているに過ぎない。教育委員会においては、特例給食の提供を受ける者として相当と認めるものの範囲を規則、要綱等により明文で定めておくことが望ましい。

### 添付

(別紙) 世田谷区職員措置請求書

(別紙) 事実証明書

請求人が作成した「陳述書」

なお、事実証明書の添付は省略した。



世田谷区職員措置請求書  
世田谷区教育委員会・本件職員に関する措置請求書

1. 請求の要旨

1) 概要

- ①世田谷区立小中学校に勤務している教師・職員等（給食指導教員等を除く）の内、生徒と同じ給食を食しているもの（以下「本件職員」という）が多数存在する。
- ②生徒が支払う給食費は、食材の材料費だけであり、水道光熱費・人件費等は公費で負担されている。
- ③「本件職員」から徴収する額（給食費）は、生徒と同様に食材の材料費だけであり、水道光熱費・人件費等は徴収していない。
- ④昨年11月、請求者（行革110番）に、「本件職員」の一人から「給食費を徴収する際、食材の材料費だけでなく、水道光熱費・人件費を含め請求すべきではないか！ これでは税金を使った利益供与にあたる。是正してほしい。」と内部告発があった。
- ⑤そこで、世田谷区教育委員会／給食担当者に電話で問い合わせたところ、上記内部告発の事実を確認し、「本件職員」が払っている食事代（給食費）は、生徒高学年の食材費「1食／337円」であると回答を得たので、本件監査請求を提出する。

2) 監査を求める内容

- ①「本件職員」に対し、「本件職員」が過去1年に食した回数に、水道光熱費・人件費等を乗じた金額を徴収しろ。
- ②上記「本件職員」から徴収すべき「水道光熱費・人件費等」の金額を世田谷区教育委員会が怠っている場合は、速やかに、算出し、「本件職員」から徴収するよう求める。
- ③計算が困難な時は、街の定食屋スーパー等の弁当等の価格を参考に、本件水道光熱費・人件費等を100円から180円程度は徴収するよう求める。

請求者

住所 東京都世田谷区

氏名 A

A<sup>印</sup>

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添えて必要な措置を請求します。

以上、電話番号を除き原文のまま掲載した。ただし、請求人の住所は省略し、氏名は仮名とした。

